

「スポーツ健康科学研究」論文審査に関する申し合わせ

1. 「スポーツ健康科学研究」編集委員会（以下「本委員会」という）は、「審査規定」第8条に基づき、「論文審査に関する申し合わせ」を以下のように定める。
2. 審査員の選出と審査期間
 - 1) 投稿論文の内、原著、実践研究、事例報告、研究資料については、編集委員会は2名の審査員を選出し、審査を依頼する。
 - 2) 投稿論文の内、総説については、編集委員が審査を行う。
 - 3) 新規投稿論文の審査期間は、原則として4週間とする。但し、審査員が会員の場合は2週間の、非会員の場合は3週間の猶予期間をおく。
 - 4) 再提出論文の審査期間は、原則として2週間とする。但し、審査員が会員の場合は1週間の、非会員の場合は2週間の猶予期間をおく。
3. 新規投稿論文に対する審査
 - 1) 新規投稿論文が「スポーツ健康科学研究」投稿規定に反していると担当編集委員が認めた場合には、編集委員長は投稿者に論文の修正を求めることができる。
 - 2) 審査員は編集委員会が別に定める「スポーツ健康科学研究」論文審査要領に従って論文を審査し、審査結果（判定）を編集委員会に報告しなければならない。審査員による判定の種類およびその基準は以下の通りとする。
 - A判定：修正の必要がなく、そのまま「掲載可」と判断されたもの
 - B判定：修正と修正後の再審査が必要と判断されたもの
 - C判定：掲載不可と判断されたもの
 - 3) 編集委員会は、審査員の判定が同一の論文種類（原著、実践研究、事例報告、研究資料）でなされた場合、原稿掲載の可否を以下のように決定する。
 - (1) 審査員が1名の場合は、その判定に従う。
 - (2) 審査員2名の場合はつぎのようにする。
 - (A, A) の場合「掲載可」
 - (A, B), (B, B) の場合「修正再審査」
 - (C, C) の場合「掲載不可」
 - (A, C), (B, C) の場合、編集委員会は3人目の審査員を選び、審査を依頼し、その結果を踏まえて編集委員会で判定する。
4. 再提出論文に対する審査
 - 1) 再提出論文はB判定の審査員が再度審査する。
 - 2) 再審査の結果により、以下の基準で審査結果を決定する。
 - (1) すべてA判定の場合は「掲載可」、C判定の場合は「掲載不可」とする。
 - (2) ひとりでもC判定をつけた場合は、編集委員会で判定する。
 - (3) ひとりでもB判定をつけた場合は、再度「修正再審査」とする。
 - 3) 審査結果は、上記に従って投稿者に通知する。
 - 4) 以下、繰り返される再提出に対しては同じ手順を繰り返す。ただし、3回目以降の審査においては編集委員会の判断を優先させることがある。
5. 編集委員会が当該論文の掲載に重大な問題があると判断した場合には、審査員に照会した上で、編集委員会としての判断を下す場合がある。

2012/12/8 作成